

千本財団 奨学金制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人千本財団(以下「この法人」という。)が行う奨学金制度、選考制度について定める。

(奨学生の資格)

第2条 この法人が学資を支給する者は、次の資格を有しなければならない。

(1) 国籍とビザ

現在、勉学のための在留資格「留学」で日本に在留している者で下記の国籍の者
ラオス人民民主共和国 カンボジア王国 ミャンマー連邦共和国 インドネシア共和国
ベトナム社会主義共和国 フィリピン共和国 タイ王国 マレーシア アメリカ合衆国

(2) 在籍状況等

ア) 応募年の翌年度4月から日本国内の4年制大学の学部正規課程の在籍を目指している者、または国立高等専門学校への編入を目指している者で、下記のいずれかの条件を満たす日本語教育機関に在籍し、出願年6月受験の日本留学試験(日本語記述試験を除く3科目)の成績が500点以上の者。

①文部科学大臣による日本国内の大学入学のための準備教育課程の指定を受けている。

②(一財)日本語教育振興協会の維持会員である。

イ) 文部科学省が所管する日本国内の4年制大学の学部正規課程に在籍する者。ただし、日本語教育機関在籍時からの継続のみとする。新規の大学生からの応募は受け付けない。

(3) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する関心を持ち、また目標に向かって真摯に努力する姿勢を兼ね備え、心身ともに留學生活に耐えうる健全な者。

(4) 経済状況

経済的な理由で留學費用の全額支弁が困難である者

(5) 年齢

毎事業年度4月1日時点で29歳未満の者

2 この法人から学資の支給を受ける者を「奨学生」と称し、支給する学資を「奨学金」と称する。

(奨学生選考の評価基準)

第3条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 書類選考：

事務局が下記の基準に従って書類選考を行い、面接選考に進む9名を選定する。

- ①出願年6月受験の日本留学試験(日本語記述試験を除く3科目)の成績上位9名を書類合格者とする。
- ②成績上位9位前後で成績が近似する場合、国籍・性別・文系理系の定数調整は行わない。
- ③小論文や他出願書類に著しく不備がある場合は不合格とする。

(2) 面接選考：

奨学生選考委員会が別表の評価基準に従って面接選考を行い、審議を経て奨学生定員7名を選抜し、理事会へ提案する。ただし、奨学生選考委員会が認定基準に満たないと判断した場合、定員7名を満たすよう選定する必要はない。また、評価順位が5位と6位以下の評価点が一致した場合は、5位以下の候補者は補欠合格者とする。

(奨学金の金額及び支給期間)

第4条 奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 日本語教育機関在籍生：月額5万円

(2) 大学生：月額8万円

2 日本語教育機関在籍生への奨学金の支給期間は、6カ月間(10月～翌年3月まで)とする。日本国内の大学へ進学が決定した者は奨学金の支給期間を1年間(4月～翌年3月まで)継続するものとする。ただし翌年度4月から国立高等専門学校への編入学希望者については、大学編入後を含め最長4年6カ月の支援とする。

3 大学生への奨学金給付期間は、1年間(4月～翌年3月まで)とする。継続を望む者については、過去1年間の成績表、奨学生本人の報告書、この法人が主催する交流会への参加実績、面談による総合評価に基づき、学士課程卒業までの最短年限を上限として継続を認める場合がある。

4 天災、感染症の流行など、社会情勢の急激な変化によって、奨学生及び奨学生の候補者にとって緊急的な支援が必要と判断される場合、理事会の決議において当年度の状況に合わせた柔軟な奨学金の金額、支援対象、支援期間を定めることが出来る。

第2章 出願、採用および奨学金の支給

(奨学生の募集および応募手続き)

第5条 奨学生は、この法人が各日本語教育機関に配布する応募書類、この法人のホームページを通じて募集する。

2 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を在籍する学校担当者を通じて、この法人へ提出するものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 推薦書
- (5) 在留カードのコピー（志願者本人を証明するもの）
- (6) その他必要な書類

3 奨学生志望者は、在籍する日本語教育機関の指導教官から推薦を受けるものとする。

(奨学生の採用および継続)

第6条 奨学生の採用は、応募者の内からこの法人の奨学生選考委員会の選考を経て、理事会が承認し決定する。

2 選考結果は事務局より、応募者が在籍する日本語教育機関の担当者に通知する。

3 毎年10月に新規で採用した奨学生の内、当年度末3月の時点で欠員が生じた場合（大学に進学できなくなった者が生じた場合）、同じ選考会の補欠合格者を新たに奨学生として採用することができる。但し、新たに採用する者については、翌年度4月から日本の四年制大学に進学が決定している場合に限り、採用人数は当年度の募集定員を満たす人数を上限とする。

4 毎年度末2～3月に奨学生の継続審査を個別面談および学業成績、レポート内容に基づいて行い、採用継続については理事会が承認し決定する。

(奨学金の支給)

第7条 奨学金は、原則として、毎月1か月分を奨学生本人の口座に毎月10日に振り込むものとする。10日が休日（土・日）及び祝日の場合は、直前の平日に振り込むものとする。

(奨学金受領の確認)

第8条 奨学生は、奨学金を受領後、遅滞なく受領書をこの法人に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの法人に届出なければならない。

- (1) 日本語学校在籍生は当奨学金の出願時に届け出た志望校に変更が生じた場合
- (2) 休学、留年、停学、転学又は退学の場合
- (3) 奨学金を辞退する場合
- (4) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- (5) 奨学生の世帯主(扶養者)又は緊急連絡先に変更(死亡、転居、改氏名等)があった場合
- (6) 第2条の資格を満たさなくなった場合

(7) その他重要事項に変更が生じた場合

(奨学金の支給中止)

第10条 次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- (1) 日本語学校在籍生は当財団に届け出た志望校（第1～3志望）に出願および受験しなかった場合
- (2) 奨学生が停学、転学、退学の場合
- (3) 第2条の資格を満たさなくなった場合
- (4) 奨学生が死亡した場合
- (5) 2カ月に1度の「奨学生レポート」を提出しなかった場合
- (6) この法人で予定された行事に正当な理由なく欠席、あるいは実施に関する協力をしなかった場合

2 前項の場合において、本人がこの法人の事務局に届出なかったとき、又は届出が遅れたときは、前項の事由の発生時点に遡って奨学金の支給を中止し、当該時点以後に支給した奨学金の返還をさせるものとする。

3 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学金の支給を中止することがある。

- (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った場合
- (2) 品行不良である場合
- (3) 学業成績が著しく不良となった場合
- (4) 留年した場合
- (5) 疾病等のため修了の見込みがなくなった者、あるいは卒業後活動の見込みがなくなった場合
- (6) その他前各号に準じると判断される場合

(転学の場合の取扱の例外)

第11条 前条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定にかかわらず奨学金の支給を継続することがある。

(休学中の取扱)

第12条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から奨学金の支給を停止する。但し、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。

2 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学する場合に、その者がこの法人に奨学金支給の再開を申請した場合、この法人は、支給停止に至った事情や復学の経緯等を勘案し、当該申請者につき奨学金支給を再開するか否かを決定する。

(個人情報の保護に関する方針)

第13条 奨学生に応募した者及び奨学生の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡、この法人が執り行う交流事業その他この法人の事業運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第14条 本規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、代表理事が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

2 奨学生の大学卒業後の進路について、財団は一切関知しないものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は2018年5月22日から施行する。
- 2 この規程は、2018年9月28日から改訂施行する
- 3 この規程は、2019年3月6日から改訂施行する
- 4 この規程は、2021年3月4日から改訂施行する。
- 5 この規程は、2021年6月4日から改訂施行する。
- 6 この規程は、2022年3月1日から改訂施行する。

【別表】非公開